大和市北部文化・スポーツ・子育でセンター 指定管理者申込要項

平成29年12月

大和市

1. 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンターの概要

(1) 設置目的と指定管理者に期待する役割

大和市北部文化・スポーツ・子育でセンター(以下「北部文化・スポーツ・子育でセンター」という。)は、市民が快適に学習活動を行うことのできる施設であることに加え、屋内スポーツ施設を中心に「健康都市」を支える施設であるとともに、乳幼児親子の居場所として、また、多世代が交流を深め、様々な活動を行うことができる施設として運営するものとします。

指定管理者には、北部文化・スポーツ・子育でセンターの設置目的を理解し、施設の特性を十分に活用しながら、大和市生涯学習センターと一体的な管理を行うことによる効率的な運営によって、その設置目的の実現に寄与することを期待します。

(2) 施設概要

①名称 大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター

②所在地 大和市中央林間一丁目3番1号

③施設規模 建築面積 2, 196.68㎡ 延床面積 3, 944.57㎡

建物構造 鉄骨造 地上3階建

④開館時期 平成30年8月1日

⑤施設内容

階層	施設名	施設概要			
1階	会議室1 【49人】	会議・研修のほか、座学を中心とした学習活動に利用可。その他、フラダンスやオカリナなど、小さな動き・音量で活動できるものについても、利用可。 隣り合った会議室を同時に予約すれば、間仕切りを開放して、一体化した利用も可能。			
	会議室2 【73人】				
	会議室3 【49人】				
	会議室4 【31人】	通常は市民交流スペースの一部として開放。 事業で使用するときや、他の会議室等の使用状況によっては、			
	会議室5 【31人】	学習活動に利用可。隣り合った会議室を同時に予約すれば、間 仕切りを開放して、一体化した利用も可能。			
	会議室6 【49人】	会議・研修のほか、座学を中心とした学習活動に利用可。そ他、ダンス等のある程度大きな動き・音量で活動するものにいても、利用可。隣り合った会議室を同時に予約すれば、間切りを開放して多目的室としての利用も可能。			
	会議室7 【73人】				
	会議室8 【49人】				
	市民交流スペース	利用者が簡単な打合せや活動、休憩等に気軽に利用できるスペース。			
	プレイルーム	乳幼児を主な対象として、安全・自由に遊べる空間。半面は定期的に市の事業を実施。			
	親子交流サロン	親子が気軽に集える地域の子育て交流スペース。			
	印刷スペース	利用者の活動のために、コピー機等を設置。			

	事務室	指定管理者が施設に関する事務を行うスペース。
	アリーナ	各種屋内球技や運動のための体育施設。登録団体は全面利用、 半面利用が可。個人利用が可。
2階	器具庫	アリーナで利用する運動器具等を保管するための備品庫。
	休憩室	利用者のための休憩室。
	コインロッカー	利用者の活動のために、コインロッカーを設置。
	更衣・ロッカー室 【男女別2室】	アリーナの利用者のための更衣・ロッカー室。
屋外	駐輪場 【約80台】	本施設の利用者のための駐輪場。

2. 指定管理にあたっての条件

- (1) 指定管理者が行う業務(詳細は別紙仕様書のとおり)
 - ①施設の運営に関すること
 - ア 貸館業務
 - イ 生涯学習事業
 - ウ 地域活性化事業
 - エ 館長会議、市内学習センターとの連絡調整会議への参加
 - オ 施設内における市民向けインターネット利用環境の整備に関すること
 - ②施設の維持管理に関すること
 - ア 建築物保守管理業務
 - イ 建築設備保守管理業務
 - ウ環境衛生管理業務
 - エ 備品・消耗品の保守管理業務
 - 才 館内秩序維持業務
 - カ 駐輪場管理業務
 - ③自主事業に関すること

指定管理者は、施設の利用増進を図るため、公の施設の設置目的に合致し、施設利用者の利用の妨げとならない範囲において、自己の責任により自主事業を実施できるものとします。

なお、実施にあたっては、事前に市と調整・協議を行って承認を得るものとします。 その際、同事業に係る経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は指定管理 者に帰属します。

(2) 指定期間

平成30年8月1日から平成33年3月31日まで(32か月)

(3) 利用料金等

指定管理者は、地方自治法第244条の2に定める利用料金制により、利用料金を自らの収入として収受することができます。

①利用料金の設定

各施設の利用料金については、「大和市生涯学習センター条例」に記載の基本利用料金の額を上限として、指定管理者が利用料金額を設定し、市の承認を得るものとします。なお、利用料金については、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」に基づき指定期間中において見直しを行うことがあります。

②利用料金の収受及び還付

施設の利用料金の徴収は、「大和市生涯学習センター条例施行規則」で定める期日までに行うものとします。また、利用料金は窓口での支払いを原則とします。

また、利用の変更・取消しに伴う利用料金の還付は原則として行わないこととし、 災害等、利用者の責に拠らない理由で施設が利用できない場合(臨時閉館、交通機関 の運休に限る)は全額還付とします。

③利用料金の減免

施設利用料金の減免は次のとおりとします。

なお、減免利用の多寡にかかわらず、市は減免額の補てんを行いません。減免利用 を見込んだ利用料金収入を想定してください。

減免額	利用内容		
全額	・指定管理者が指定管理に関する協定の範囲内で行う事業等のために利用するとき ・市が主催または共催する事業等のために利用するとき		
半額	・国または地方公共団体、公共的団体が主催する事業等のために利用するとき ・社会福祉法(昭和26年法律第45条)第22条に規定する社会福祉法人が主催する事業等のために利用するとき ・社会教育関係団体がその活動目的のために利用するとき ・「やまと生涯学習ねっとわぁく」利用者がその活動目的のために利用するとき		
指定管理者が 定める率	・指定管理に関する協定の範囲内で、指定管理者が特に必要がある と認めたとき		

(4) 指定管理料

市は管理運営に必要な経費として、下記のとおり指定管理料を支払います。

①指定管理料

指定管理者業務に係る経費(消費税及び地方消費税を含む)は下記の金額を上限として提案してください。指定管理料は、提出された収支予算書の提案額を基に協議し、協定書に定める額とします。なお、下記の金額を超えた額を提案した場合、失格となります。

※平成31年10月からの消費税率は10%として積算してください。

〔指定管理料の上限額〕

平成30年度47,620,360円平成31年度58,309,500円平成32年度58,921,000円

②光熱水費等の取扱い

ア 光熱水費

光熱水費は市の負担とします。

イ 通信運搬費等

通信運搬費、テレビ受信料、その他の手数料及び使用料等については、指定管理 者の負担とします。

③指定管理料の支払い

会計年度(4月1日から翌年3月31日まで)を基準とし、四半期毎に支払います。

④管理口座

指定管理料は、北部文化・スポーツ・子育てセンターに係る専用の口座を用意して 管理してください。

⑤剰余金の取扱い

指定管理業務において各年度の収支決算で発生した剰余金については、指定管理者 に帰属するものとします。

- ※ 仕様の変更等により協議の上、指定管理料を変更する場合があります。
- ※ 指定管理者が自動販売機を設置することはできません。

(5) 管理の基準

- ①開館時間 午前9時から午後9時30分まで
- ②休館日 12月29日から1月3日まで

※上記①、②に関わらず、指定管理者が特に必要と認める場合は、大和市生涯学習センター条例に基づき、教育委員会の承認を経て、開館時間、休館日を臨時に変更することができるものとする。

③法令等の遵守

業務の遂行にあたっては、大和市生涯学習センター条例(以下、「条例」という。)、 同条例施行規則及び地方自治法等の関係する諸法令、条例等を守り、仕様書に従い業 務に支障をきたさないよう適正に遂行する。

④人員の配置等

指定管理者は、施設の責任者として館長を配置するとともに、そのほかに必要な知識・資格を有する人員を配置し、施設の運営に支障がないよう適切な勤務形態を定めるとともに、自らの経費において必要な研修を実施するものとする。

(6) 委託の制限

業務の一部を第三者に再委託する場合は、事業計画書等で明示するものとする。なお、 全業務を一括して第三者に再委託することはできないものとする。

(7) 業務の引継ぎ

指定期間の満了に際して、指定管理者は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を開始できるよう、必要な手順書やデータの提供等を遅滞なく行い、適切に業務の引継ぎを行うこと。なお、指定期間の満了後であっても、管理業務の引継ぎが終了するまでの間は、必要な管理業務を継続するものとする。(指定期間満了以前に指定を取り消された場合も同様とする。)

業務の引継ぎのために発生する費用は、原則として、指定管理者と次期指定管理者の各々の負担とする。また、前納された利用料金については、利用日が次期指定管理者の指定期間の場合は次期指定管理者の収入とする。

(8) モニタリング

本施設のサービス維持向上と、安定的で効率的な管理運営が行われるよう、市は指定管理者の施設管理運営について定期モニタリング及び事業評価を実施します。その結果、指定管理者が管理の基準や事業計画に示された業務等において、基準を満たしていないと認めるときは、市は改善等必要な指示を行い、これに従わない場合は、業務の停止または指定の取消しを行うことがあります。

①定期モニタリング

市は本施設の適正な管理を期するため、必要と認めるときは、定期的に、指定管理 者に対し、業務または経理の状況について報告を求め、必要に応じて指示をすること ができるものとします。

②自己評価(セルフモニタリング)

管理運営が本施設の設置目的や協定書・仕様書等に沿って行われているか、継続的に自己評価を行ってください。また、アンケートによる利用者満足度の調査など、利用者の声を施設の管理運営に取り入れる取組も行うこととします。

(9) 事業の継続が困難になった場合の措置

①指定管理者の責に帰すべき事由による場合

指定管理者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合は、市は指定の取消しをすることができる。この場合、市に生じた損害は指定管理者が賠償する。

②その他の事由による場合

災害その他の不可抗力等で、市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設等の管理運営業務を遂行できるよう、 指定管理者は適切に引き継ぎを行う。

(10) 責任の分担

市と指定管理者との間の責任分担(以下「リスク分担」という。)は次のとおりとする。

1千	中 宏	負担者		
種類	内 容		指定管理者	
かながまり	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増加		0	
物価変動	ただし、急激な変動によるもの		協議	
A 7.1	金利の変動に伴う経費の増加		0	
金利変動	ただし、急激な変動によるもの		協議	
	仕様書等の市が責任を持つ書類の誤りによるもの	\circ		
書類の誤り	企画提案書等の指定管理者が提案した内容によるも			
	Ø			
	監理運営(指定管理業務に限る)に直接影響を及ぼす	協議		
法令の変更	法令変更			
	上記以外の法令変更		0	
周辺市民・市民	施設管理、運営業務内容に対する市民等及び施設利			
等及び施設利	用者からの苦情、反対、要望、訴訟への対応			
用者への対応	上記以外のもの		協議	
	行政の都合により、施設管理、運営業務の継続に支障			
行政による事	が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくさ			
業変更	れた場合の経費及びその後の維持管理運営経費にお	0		
	ける当該事情による増加経費負担			
	不可抗力に伴う、施設、設備の修復による経費の増額		[++=\frac{1}{2}	
~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	によるもの ただし、不可抗力及び大和市の責めに帰すべき事由		協議	
不可抗力等 			[+	
	に伴う、業務履行不能による休業補償等	協議		
	施工不備棟による施設・設備の故障・損傷	$\circ$		
	経年劣化によるもの(1件あたり130万円(消費税			
	及び地方消費税含む)未満の修繕費)			
	経年劣化によるもの(指定管理者の責めに帰さない			
サラル きんはん	修繕で、上記以外のもの)	0		
施設・設備の	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定で			
損傷	きないもの(1件あたり130万円(消費税及び地方		0	
	消費税含む)未満の修繕費)			
	第三者の行為により生じたもので、相手方が特定で			
	きないもの (上記以外のもの)	0		
	上記以外のもの		協議	
第三者への賠	指定管理者として注意義務を怠ったことによるもの	0		
償	上記以外の理由により損害を与えた場合	協議		

セキュリティ 情報の保護	管理不備による情報漏洩、事故・事件の発生		0
需要変動	利用者の増減に伴う管理者の収益の増減		0
債務不履行	指定管理者の事業放棄、破綻等によるもの		0
事業終了時の 費用	指定期間の満了、中途における業務廃止に伴う撤収 費用及び新しい指定管理者への引継費用		0
利用者の許認可	指定管理者の責によるもの		0
東 类 の 亦 再 .	市の都合による事業の変更、遅延、中止	0	
事業の変更・遅延・中止	指定管理者の運営の瑕疵、事業放棄、事業破綻による もの		0
要求水準未達	指定管理者の運営が協定書の水準に満たない場合		0
運営停止	指定管理者の責によるもの		0

## (11) 災害時の使用内容

指定管理者は、災害や事故等の緊急時に対して、市の関係者と協力して対応するものとします。また、災害発生時の他施設の状況等により、施設を地域防災計画に基づく応急対策活動拠点として利用する要請があったときは、指定管理者は要請内容の運営支援業務にあたるよう努めてください。

## 3. 申込みの手続き

#### (1) 申込資格

## ①申込資格等

申込みは、共同事業体として行ってください。また、共同事業体を代表する団体等を定めてください。

## ②欠格事項

次のいずれかに該当する者は、申込者となることはできません。

- ※共同事業体を構成するいずれかの企業が該当する場合も申込者となることはできません。
- ア 法律行為を行う能力を有しない者
- イ 破産者で復権を得ない者
- ウ 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第92条の2、第142条(同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。)または第180条の5第6項の規定に抵触する者
- エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。)により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者
- オ 引き続き2年以上その営業に従事していない者

- カ 国税及び地方税等を滞納している者
- キ 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取消しを受けた者
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条 第2号に掲げる暴力団もしくはその利益となる活動を行っている者または法人等の 代表者、役員もしくは職員が暴力団等の構成員である者
- ケ 大和市暴力団排除条例 (平成23年条例第4号) 第2条第5項に掲げる暴力団経 営支配法人等である者
- コ 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者
- サ その他市長等が指定管理者として適当でないと認める者
- シ 申込時に「共同事業体協定書」を提出できない者、または選定後協定締結時まで に代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提 出することができない者
- ③共同事業体による申込の構成員の変更

共同事業体を代表する団体等及び共同事業体を構成する団体等の変更は原則として認めません。ただし、共同事業体を構成する団体等については、業務遂行上支障がないと本市が判断した場合、変更を認めることがあります。その場合には、必要に応じて申込書類の再提出を求めます。

- ④申込みに関する留意事項
  - ア 申込内容の変更禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

イ 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

ウ 提出書類の取扱い

提出された書類は理由の如何を問わず、返却いたしません。

エ 申込みの辞退

応募受付後に辞退する場合は、辞退届(様式2)を提出してください。

オ 費用の負担

申込みに関して必要となる費用は、申込団体の負担とします。

カ 提出書類の著作権

本市が提示する設計図書等の著作権は大和市及び作成者に帰属し、申込団体の 提出する書類の著作権はそれぞれの申込者に帰属します。なお、提出された書類 は、本事業において本市が必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を公 表、使用できるものとします。

## (2) 提出書類

指定管理者指定申込書(様式1)に次の書類を添えて提出してください。

- ア 申込団体の定款またはこれに類するもの 最新のもの
- イ 申込団体の収支予算書、事業計画書、収支決算書、事業報告書 最新のもの

- ウ 申込団体の財産目録
- エ 施設の管理運営に係る企画提案書(様式3)
- オ 施設の管理運営に係る収支予算書(様式4)及び指定管理料見積書
- カ 共同事業体に関する協定書、委任状、構成員名簿等
- キ 欠格事項に関する申立書(様式5)
- ク 申込団体の登記簿謄本 6か月以内のもの
- ケ 申込団体の役員、理事、評議員等の名簿(様式6)
- コ 申込団体の納税証明書等(徴収猶予を受けている場合を除きます)
- ※提出部数 正本1部、副本15部
- ※上記に加え、エについては副本を6部、また、エ、オ、ケについてはデータファイルを 格納したCD等を2部提出してください。なお、(ケ)はMicrosoft Excel形式のまま格 納してください。

#### (3) 申込期間

①申込期間 平成29年12月20日(水)~平成29年12月26日(火) ※申込みに関する質問の受付期間は上記と同じとします。

②受付時間 上記期間の土日祝日を除く、8時30分~17時15分

## 4. 選定について

大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例第6条に基づき、申込者が 指定管理者の候補者として適当であるか審査(評価)します。審査は、同条例第19条によ り設置された大和市文化創造拠点等運営審議会(以下、「審議会」という。)が行います。

#### (1) 選定方法

①書類審査

提出された書類について、申込者の参加資格要件等を審査します。

②面接審查

申込者による企画提案内容等の説明(プレゼンテーション)(以下、「プレゼンテーション」という。)を行ったうえで、提案内容等を審査します。

③候補者の選定

審議会は、審査結果を基に指定管理者の候補者を選定し、市長等に報告します。市長は、審議会の報告を受け、指定管理者の候補者を選定します。

#### (2) 選定基準

ア 北部文化・スポーツ・子育でセンターを利用する者に対し、平等な利用の確保及 びサービスの向上が図られるものであること。

イ 北部文化・スポーツ・子育てセンターの効用を最大限に発揮するものであること。

ウ 北部文化・スポーツ・子育でセンターの適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の 節減が図られるものであること。 エ 北部文化・スポーツ・子育てセンターの管理を安定して行う人員、資産その他の 経営の規模及び能力を有していることまたは確保できる見込みがあること。

## (3) 面接審査

①時期

平成30年1月中旬から同年2月上旬の市が指定する日 ※申込締切後通知します。

②場所

未定(申込締切後通知)

#### ③その他

ア プレゼンテーションの配分時間は、30分以内とします。審議会による質疑応答 時間は別に設けます。

イ プレゼンテーションの出席者数は、4名までとします。

- ウ プレゼンテーションは、申込者が提出した企画提案書(様式3)の記載に沿って 行ってください。
- エ 申込者が事業計画等の説明を行う場合は、口頭で行うものとします。ただし、説明に必要な場合はプロジェクター等の使用を可とします。
- オ プレゼンテーションに必要な機器等がある場合は、申込者が用意するものとします。
- カ プレゼンテーションは、公開とします。ただし、申込団体関係者は傍聴できない ものとします。
- キ プレゼンテーション終了後の審査審議中は、非公開とします

#### (4) 選定結果

平成30年2月中旬までに通知します。

### 5. 指定管理者の指定について

(1) 指定管理者の指定の議決

審議会から候補者の報告を受けた市長は、指定管理者の指定に関する議案を市議会に上程します。

## (2) 指定管理者の指定日

平成30年8月1日(水)

## (3) 協定の締結

市議会における議決後、市との協議に基づき協定を締結します。なお、協定は以下の項目について定めます。

ア 総則に関する事項

- イ 業務の範囲と実施条件に関する事項
- ウ 業務実施に係る市の確認事項
- エ 指定管理料に関する事項
- オ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- カ 指定期間の満了に関する事項
- キ 指定期間満了以前の指定の取消に関する事項
- ク その他市が必要と認める事項

## 6. スケジュール

内容	日程(予定)		
申込開始	平成29年12月20日(水)		
質問受付及び申込書類の提出期限	平成29年12月26日(火)17時15分		
選定結果の公表、申込者への通知	平成30年2月中旬		
大和市議会における議決	平成30年3月		
協定の締結	平成30年4月以降		
管理の開始(指定管理者の指定)	平成30年8月1日(水)		

## 7. 添付書類

様式1:指定管理者指定申込書

(大和市文化創造拠点等に係る指定管理者の指定等に関する条例施行規則第1号様式)

様式2:辞退届

様式3:施設の管理運営に係る企画提案書 様式4:施設の管理運営に係る収支予算書

様式5:欠格事項に関する申立書

様式6:役員、理事、評議員等の名簿

## 8. 申込書類の提出先及び問合せ先

大和市 文化スポーツ部 図書・学び交流課

所在地 〒242-0016 大和市大和南1-8-1

電 話 046 (259) 6104